

国土交通大臣 北側一雄様

2006年7月18日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 過大な水需要計画にもとづく「本明川ダム建設計画」は中止していただきたい。

本明川水系流域委員会は、ダム建設を含めた河川整備計画についての提言書で「利水については、将来の水需要計画を適正に見直し、利水計画が変更された場合は、ダム計画も柔軟に対応すること」を求めた。

従って、過大な水需要計画にもとづく「本明川ダム建設」を中止すること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業整備促進のため防災対策予算を抜本的に増額していただきたい。

長崎市民262人が犠牲となった7.23長崎大水害から24年が過ぎた。しかし、長崎市における急傾斜地崩壊危険箇所1,030カ所のうち、整備されたのは240ヶ所(23.3%)にすぎない。

従って、住民の安全をまもるために、防災対策予算を抜本的に増額し、事業の採択基準の斜面の高さ10メートル以上、被災の恐れのある人家10戸以上、防止工事の事業費7,000万円以上の現行の採択基準を緩和していただきたい。

3. 長崎バイパス・西山バイパスの有料道路の通行料を無料化していただきたい。

4. 国道202号線の長崎市大浜町から福田本町間の通学路の安全を確保するために拡張整備促進及びバイパス建設をすすめていただきたい。

5. 国道499号線の長崎市江川町から野母崎間の野母港線は、狭隘のため慢性的な交通渋滞をきたしているため、拡幅工事の早期完成をめざしていただきたい。

6. 自衛隊ヘリの騒音被害をなくしていただきたい。

長崎空港A滑走路のヘリコプターの騒音被害をなくしてほしい。少なくとも、夜9時以降の飛行を中止してほしい。

空港周辺の住民は、ヘリコプターが飛行しているとき、騒音で会話ができない。電話も、テレビも会話が聞きとれない状況を40数年も押し付けられている。

国土交通省航空局が行う騒音実態調査でも毎回、環境基準値（75）をはるかに上まわる地点があることが明らかにされている。

また、大村市が長崎空港A滑走路の周辺で、平成17年2月9日～4月11日の間、一地点連続7日間連続測定した結果、3地点が不適合であり、ひどいところでは83.6と環境基準値を大幅に超える結果が出ている。

7. 大型商業施設への規制について

改正「まちづくり三法」が施行されるにあたって、「かけこみ出店」については十分な規制をおこなうこと。

現在、長与町に長崎県内最大級の大型商業施設の進出計画が浮上しています。敷地面積152,000㎡の大型商業施設ができれば、自然環境はおろか生活環境・教育環境までが急変してしまいます。しかも、地域の既存商店は壊滅的な打撃を受け、長与町のみならず隣接している長崎市の経済状況も大幅に変わってしまいます。

7月6日、計画地に近い長崎市北部の商店街関係者5団体は、伊藤長崎市長に対し、同計画の反対を陳情しています。同計画は、改正まちづくり三法が施行される前の「かけこみ出店」とも言われています。（市議会担当理事者答弁）大型商業施設への十分な規制を要望します。

以 上

総務大臣 竹中平蔵 様

2006年7月18日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 離島や過疎地の集配業務郵便局を継続していただきたい。

日本郵政公社は6月28日、長崎県内117局ある集配郵便局のうち、離島や過疎地を中心とした18局で、集配業務を廃止することなどを盛り込んだ郵便局再編計画を発表した。

長崎市では伊王島・高島・長浦の3局、西海市では大串・七釜・松島・平島の4局、雲仙市では愛野の1局、島原市では有明の1局、南島原市では深江・北有馬の2局、五島市では久賀島・五島枕島の2局、佐世保市では黒島の1局、新五島町では有川・魚目の2局、対馬市では佐須奈・小船越の2局である。

集配業務がなくなると、従来に比べて配達距離が長くなり、配達の遅れる地域が出るのが心配されます。

土日などの時間外窓口が原則廃止になり、利用者は不便を強いられることとなります。

また、配達の際に高齢者世帯に声をかけて安否を確認するなど「きめ細かいサービスが手薄になるのではないか」、「将来は局そのものが廃止されるのではないか」、「過疎地と都市部の格差がますます拡大するのではないか」など懸念の声が数多くあがっています。

郵便局は地域の宝ものと慕われるように、郵便局が地域住民と結びついて果たしてきた役割は、かけがえのないものがあります。

大臣は「国民の利便性が万が一にも支障が生じないように適切に対応する」と答弁されている。

過疎地や離島の地域住民にとって必要とされている郵便局の集配業務を従来どおり継続していただきたい。

以上

外務大臣 麻生太郎 様

2006年7月18日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 被爆国の政府として、憲法九条を堅持し、非核三原則を法制化、核兵器廃絶に指導的役割を果たしていただきたい。

被爆60周年の長崎平和宣言で、伊藤一長市長は「1945年8月9日午前11時2分、米軍機から投下された一発の原子爆弾は、一瞬にして長崎のまちを破壊し、死者7万4千人。負傷者7万5千人。かろうじて死を免れた人々も、心と身体に癒すことのできない深い傷を負い、今なお原爆後障害に苦しみ、死の恐怖に怯えている」ことを告発し、核保有国の指導者に対し、「いかなる理由があっても核兵器は使われてはならない」と警告。そして60年間「ノーモア・ヒロシマ」「ノーモア・ナガサキ」を訴えてきた中で、「2000年には、核保有国も核兵器の廃絶を明確に約束」「それにもかかわらず、今年5月、国連本部で開かれた核不拡散条約再検討会議は、核兵器拡散の危機的状況にありながら、何の進展もなく閉幕」した。それは、「核保有国、中でもアメリカは、国際的な取り決めを無視し、核抑止力に固執する姿勢を変えようとは」しなかったことをきびしく批判し、「世界の人々の核兵器廃絶の願いが踏みにじられたことに」強い憤りを覚える、と訴えた。

そして、日本政府に対しては、「わが国は、先の戦争を深く反省し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こらないようにすることを、決意したはずで、この憲法の平和理念を守り、被爆国として、核兵器を『持たない』『作らない』『持ち込ませない』とする非核三原則を、直ちに法制化するべきです。今、関係国が努力している朝鮮半島の非核化と、日本の非核三原則が結びつくことによって、北東アジアの非核兵器地帯化の道が開けます。「核の傘」に頼らない姿勢を示し、核兵器廃絶への指導的役割を果たすことを強く求めた。

核兵器廃絶の運動は、世界中に大きく広がり、若い世代にも引き継がれ、被爆地長崎では核兵器廃絶のための署名運動に高校生が立ち上がり、今年も「高校生平和大使」が、8月15日にスイス・ジュネーブの国連欧州本部に署名を届ける活動が計画されている。

従って、世界で唯一の被爆国の政府として、日本国憲法九条を堅持し、非核三原則の法制化、核兵器廃絶のための指導的役割をはたすこと。

2. 核戦争を想定した国民保護計画は撤回していただきたい。

「武力攻撃事態法」に基づく「国民保護法」は、国民を保護するものではなく、アメリカの無法な戦争に、国民・自治体・民間を強制的に総動員する危険なものである。しかも政府の「国民保護に関する基本方針」では、核攻撃を想定した住民の避難計画の策定を求めている。これは核兵器廃絶を願う被爆市民の心を踏みにじるものである。内閣官房が作成した冊子には、核爆発の場合「閃光や火球は、失明するから見るな」、「とっさに遮蔽物の陰に身を隠せ」、「上着を頭からかぶり、口と鼻をハンカチで覆う等により、皮膚の露出を少なくせよ」「屋内では、窓を閉め・目張りを」等など、原爆被害の悲惨な実態も核兵器の恐ろしさもまったく理解していないことに被爆市民から怒りの声が高まっている

従って、核兵器廃絶を願う被爆市民の心を踏みにじる国民保護計画は、撤回すること。

3. 被爆地長崎港への米艦船入港中止を米政府に要請していただきたい。

イーグリスシステムを搭載した米海軍のミサイル駆逐艦「ステッセム」が去る2月10日、被爆地長崎港に入港を強行した。長崎市が外務省に提出した小泉首相あての入港回避の要請では、「ミサイル駆逐艦の長崎入港は近隣諸国に新たな緊張を招く恐れがあり、被爆地長崎の市民として断じて受け入れることができない。」として再考を求めた。長崎県・長崎市の再三にわたる入港回避要請を無視した背景には、在日米軍再編で、米国のミサイル防衛システム推進など軍事戦略に必要な港湾、空港などを自由に使用する目的があることは明らかである。

従って、米国の危険な軍事戦略に被爆市民をまきこむ「在日米軍再編計画」を撤回するとともに、再び被爆地長崎港への米艦船が入港することのないよう米政府に強く要請すること。

4. 新弾薬庫建設（針尾弾薬集積所への移転集約）を中止して、前畑弾薬庫は無条件で返還していただきたい。

長崎県、佐世保市など自治体当局は、佐世保港のすみわけとあって、針尾への移転集約を望んでいるが、前畑周辺町内会連合は95年11月以降、前畑弾薬庫の撤去を要求し、また、針尾周辺住民は、住民過半数の署名で針尾への新弾薬庫建設に反対の意思を表明している。針尾への新弾薬庫計画はもともと米海軍の当初から（88年）のもとで、自治体を巻き込んだ米軍基地大増強路線

に他ならない。

5. 佐世保の空母準母港化計画を政府は容認するな。

米海軍太平洋重視計画のもとで、横須賀への原子力空母母港化、佐世保の準母港化が懸念されている。佐世保市長は、空母の母港化も準母港化も反対と表明している。当然被爆県民も「動く原発」「核持ち込み」という二重の危険性に強く反対している。

佐世保には、02年8月のリンカーン、04年8月のジョージ・C・ステニス、そして今回06年6月のリンカーンと間隔を短縮しながら寄港を繰り返している。被爆県を米核戦略の拠点にしようとする、原子力空母の寄港は許さない。

6. 遠征攻撃群配備にともなう新たな戦闘艦船の佐世保配備に反対せよ。

米海軍は、イラク戦争の中で、全く新しい戦闘集団として、強襲揚陸艦エセックスなどにトマホーク搭載のイージス巡洋艦、駆逐艦、攻撃型原子力潜水艦などを加えた「遠征攻撃群」を実戦配備した。佐世保基地では、米軍専用岸壁建設などがすすんでいるが、これらの戦闘艦船や最新鋭の沿海域戦闘艦（LCS、一番艦フリーダムは太平洋配備予定という）などが佐世保に配備される可能性がある。

7. 提供水域の返還

佐世保港における約83%にのぼる米軍への提供水域の返還を求める。

8. 米軍による過剰警備は、日本の警察権侵害になるのでは。地位協定上の根拠を明らかにせよ。

6月25日原子力空母リンカーン佐世保寄港の時の米海軍佐世保基地の警備だが、日本人飲食業経営者らに、米兵による事件・トラブルが発生したら、まず、米軍基地に通報せよという要請をおこなった。これは日本側の警察権への侵害になるのではないのか。地位協定上の根拠を示せ。

以 上

厚生労働大臣 川崎二郎 様

2006年7月18日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 国家補償を明記した被爆者援護法を早期制定していただきたい。

長崎に米軍が投下した一発の原子爆弾は、一瞬にして7万4千人の命を奪い、7万5千人が重傷を負い、長崎のまちを破壊した。あの日から61年。しかし、今なお原爆後障害に苦しんでいる多くの被爆者がいる。

従って、ふたたび被爆者をつくらない証として国家補償を明記した援護法を速やかに制定すること。

2. 原爆症認定基準を抜本的に見直し、被爆者の実態に即して認定していただきたい。

原爆症集団訴訟で大阪地裁は、原告全員に勝訴という画期的な判決を言い渡した。爆心地から2キロ以上の遠距離被爆者や、原爆投下後に広島、長崎に入って被爆した入市被爆者は、これまで原爆症認定の対象外とされてきた。判決は、放射性降下物による被爆や、呼吸・飲食を通じての内部被爆の可能性が高いと指摘し、遠距離被爆者や入市被爆者の認定に司法の判断を示し、原爆後障害に苦しんでいる多くの被爆者を励ました。

従って、原爆症認定基準を抜本的に見直し、今もなお原爆後障害に苦しんでいる被爆者の立場に立って、原爆症認定をおこなうこと。

3. 被爆体験者支援事業を抜本的に改善していただきたい。

長崎の原爆被爆地域は、爆心地から南北に約12キロ、東西に約7キロの範囲となっている。被爆の実態とは関係なく旧長崎市の行政区域を被爆地域に指定したことによるものである。そのため被爆地域住民は「爆心地から12キロメートル以内」を被爆地域に指定するよう長年にわたり国に求めてきた。国は「科学的根拠がなければ拡大しない」と拒否してきた。被爆から半世紀が過ぎ、被爆地域の住民も高齢化が進み、「生きているうちに被爆者として認めてほしい」との切実な声が高まり、県・市・住民が一体となって運動した結果、平成

14年度から被爆体験者支援事業が実施された。

しかし、政府は、実施からわずか3年で制度を抜本的に改悪し、平成17年6月から新制度を実施した。その結果、約1万人の被爆体験者のうち、3千余りの人が医療費支給を打ち切られた。大半は、被爆当時の幼児だった人、最近、言語障害や認知症となった人などである。また、国は「被爆体験者は放射線の影響はない」と断定しているため、被爆体験者にとって最も深刻な「ガン」が対象外とされている。胃潰瘍で入退院を繰り返していた被爆体験者が、「胃ガン」と診断された途端、医療費支給が打ち切れ、自暴自棄となり病院を飛び出し、病院側の説得で数ヶ月後再入院したが、すでに手遅れで死亡した悲惨な事例も起こっている。ガンを医療費支給対象から除外していることは言語道断である。

こうした中で、原爆症認定集団訴訟による大阪地裁の判決においては、「放射性投下物等による残留放射線に被曝し、又は放射性投下物等放射性物質を体内に取り込んだ（内部被曝）に言及されたことは画期的である。原爆投下直後に雲仙測候所（爆心地東方45km）からみた原子雲のスケッチでは、原子雲の広がりには南側は爆心地から約20kmの野母崎まで、放射性微粒子となって広がっていることが、科学者からも指摘されてきていた。そのことが司法の場においても認められたのである。政府が定めた長崎の原爆被爆地域の指定そのものの見直しが求められている。

従って、被爆体験者支援事業を改善するために次のことを実施すること。

- ①被爆体験者支援事業を創設時の制度に速やかにもどすこと。
- ②新要綱にもとづくスクリーニング検査の結果、「被爆体験の記憶がない」ことを理由に被爆当時幼児であった人を支援事業から除外したり、言語障害や、認知症などにより応答が困難な人たちの医療受給者証を打ち切ったことは、被爆の実相を無視したばかりか、人道上からも許されないことであり、対象外としたすべての被爆体験者に医療受給者証を交付すること。
- ③医療受給者証の更新は、当面創設時の3年に1回にもどすこと。
- ④被医療受給者証の交付対象者の居住要件（現行長崎県内）を撤廃すること。
- ⑤原爆投下直後の放射性投下物の内部被曝を受けた可能性が高い被爆体験者にたいし、「がん」を医療費受給者証の室病対象に加えること。
- ⑥「被爆体験者」は被爆者であり、被爆者援護法が全面的に適用されるよう抜本的に改善すること。

4. 障害者自立支援法について、利用者負担と施設経営危機打開へ制度の抜本的改善をしていただきたい。

障害者自立支援法が4月から実施されて3ヶ月がたちました。原則1割の応益負担が導入され、大幅な利用者負担増と相次ぐ施設からの退所やサービス利

用手控え、施設経営を大本からゆるがす報酬の激減など予想を越える問題点が噴出しています。長崎県でも、次のような深刻な事態が起きています。

1) 20歳未満の障害者の負担が月額3000円余だったのが、4万円～5万円余となった。これは1人当たりであり、この保護者には2人の障害者がいるので、月額6000円余から10万円余と実に17倍近くにも負担が増えたことになる。この保護者は離婚しており、父子家庭で月收入は手取りの17万円～20万円である。この収入から10万円余を差し引けば、自己の生活費にも足りなくなる。障害者をかかえての生活はただでさえ大変なのに、このような負担を押しつけることは、実態を見ない机上の計算と考えるほかはない。

2) 子どもが養護学校を卒業して施設に入所していたが、負担ゼロから月額5万円になり、負担することができずに止む無く退所した。せっかく、養護学校で学び社会とのつながりを持っていたのに、どこにも行けず家に引きこもらざるを得ない。

3) これまで小規模作業所が受け取れる補助金が500万円となるように、国の補助金の残り分を県と市町村が2分の1ずつ助成してきた。ところが、国の補助金89万円がなくなったので、これまでどおり500万円が確保できるのか不安である。

市当局の説明によると、運営費補助額が地方交付税による措置に変更され、交付税措置の基準は「人口割」ということであるから、諫早市のように人口に対して施設の多い自治体(10ヶ所)の1施設あたりの影響はさらに大きくなる

4) 精神障害者小規模作業所は37ヶ所ある。定員の平均は16.8人である。しかし、平成17年度の実績では一日の平均実利用は、7.5人とどまっている。10人以上をクリアしている施設は37ヶ所のうち6ヶ所のみである。

精神障害者への対応は、施設に通所してきた時だけにとどまらず、通所出来ない状態の人へのケアが求められる。10月から実利用10人以上が求められているが、そうなれば施設運営は困難になる。

従って、以下のことを求める。

- ①低所得者の負担軽減策を実態にあったものにしてほしい。
- ②複数の障害者のいる保護者負担の軽減策をつくってほしい。
- ③少なくとも、これまでの補助金額が確保できるようにしてほしい。

④精神障害者などの小規模作業所の安定した運営を保障するために、義務的経費の諸事業に移行しやすくなるよう、定員要件など緩和してほしい。

5. 「労災保険の民間開放」に絶対反対の立場を貫くこと。また、労働基準監督署の統廃合をおこなわないこと。

6. 労働福祉事業の見直し廃止は行わないこと。

7. 療養病床の削減は、離島や過疎地域など地域の特性を考慮し、特別枠をもうけること。

五島市は11の有人離島からなっており、交通の利便性が非常に悪く、医療機関の多くが一部の地域に集中しているために、病気治療を入院に頼らざるを得ないという地理的条件にあります。

個人の病院は医師の高齢化が進み、閉院・病床の閉鎖も増えつつあります。このような状況下で、地域内にあるすべての老人介護施設は満床で、待機者数は350人となっています。

そのために、現在でも、急性期治療後の転院施設を探すことができず、医療機関も患者本人も大変苦慮している状況です。このうえ、療養型病床削減がされると地域の医療体制にも大きな影響があります。

療養病床の削減をする場合には、離島や過疎地域など地域の特性を考慮し、特別枠をもうけること。

8. カネミ油症患者の救済のために国の支援を

1968年、西日本一帯で発生したカネミ油症事件は、世界最大の食品公害事件であり、1万4千人もの人々が症状を訴えたものの、油症患者として認定されているのはわずか1897人である。

また、認定患者についてはカネミ倉庫が治療費を負担することになっているが、現実には医療費負担が患者に重くのしかかっており、公的支援は全くない。さらに、認定患者以外の被害者については、治療費の負担もしてもらえず、生活は困窮している状況である。

カネミ油症事件は、その規模と被害の深刻さから、水俣病と同様、「公害」事件として国が責任を持って救済していただきたい。

①油症診断基準を抜本的に見直して、未認定の被害者の早期認定を図ること。

②カネミ油症の人体に及ぼす健康被害について、引き続き調査研究を推進し、治療法の早期確立を図るとともに、カネミ油症患者が全国どこでも無料で治療が受けられるようにすること。

③仮払金の問題では自殺者や離婚者がでていいる。今も健康被害に苦しむ油症

患者を国が二重苦、三重苦に追い詰めるような惨いことはやめ、支払わなくてもいい方向で解決をはかるべき。また、すでに仮払金を返還したカネミ油症患者に対しても、公平な立場から仮払金相当額を見舞金として支給するようにしていただきたい。

以 上

厚生労働大臣 川崎二郎 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 振動障害の予防対策について

第10次労働災害防止計画（2003年度～2007年度）で計画され、国会質問でも取り上げられた“騒音レベルと振動レベルの表示”の具体化を急ぐこと。

振動障害は、未だに大量に発生し続けている。ヨーロッパでは、振動工具の使用時間の厳密な規制、振動工具への振動レベルの表示などが義務づけられている。日本のメーカーも輸出用には振動レベルを表示している。ところが、国内向けにはまだ義務づけられていない。すでに、厚労省も06年3月から振動障害等の防止に係わる作業管理のあり方検討委員会を開き、今秋にも報告するようになっているが、その内容は振動病の発生を防止できる内容になっているのかを聞きたい。

2. 振動障害の認定について

厚労省は、振動障害の認定基準307号通達に示された、検査手技が振動障害であるかどうかを判断するには不十分だとして、平成11年10月から技術専門検討会を設置し、平成16年7月には検査指針検討会へと発展させ、その報告書がまとめられ、平成18年6月に出された。報告書は、検討会の検討委員として参加した医師からも「実証件数のサンプル数が少ない」「データとしても矛盾がある」と指摘されている。

さらに、検討中である検査手技を用いた評価を行い業務外の判断をした労働局もあり、法の下での平等と行政の斉一性から逸脱する事態も起きている。

そこで、以下のことを要望する。

①不十分な実証検査にもとづく確立していない「検査手技」をもちいた認定基準は、多くの振動障害患者の切り捨てにつながるので、ただちに「改定」作業を中止すること。

②確立していない「検査手技」で振動障害患者が不支給になったこれまでの

事例については、不支給決定を取り消すこと。

3. じん肺について

わが国のトンネル工事は、ほとんどが、国や地方公共団体から発注される公共工事である。この公共工事であるトンネルからじん肺患者が大量に発生してきたのは発注元である国がその権限を行使しなかったからである。トンネルじん肺を根絶するには、トンネル現場での粉じん測定を義務づけたり労働時間を短縮したり、高性能の防じんマスクを付けさせたり、土木共通仕様書や積算基準を改定するなど具体的に対策を講じることが必要である。そこで、以下のことを要望する。

- ①トンネル現場をはじめとする粉塵作業場からじん肺を根絶する対策をとること
- ②炭坑じん肺と同様に国はトンネルじん肺問題を全面的に解決すること

以 上

文部科学大臣 小坂憲次 様

2006年7月19日
日本共産党 長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 相次ぐ少年事件の再発防止に力をつくすとともに、どの子にもわかる授業をすすめるために、少人数学級を早期に実施し、それに伴う教職員の増員や教室不足解消のために必要な予算を十分確保していただきたい。

長崎県内においては、2003年7月1日中学生による幼児誘拐殺害事件が起こり、2004年3月10日には長崎市立小島中学校の2年生男子生徒が教師の生徒指導中に校舎の窓から飛び降り自殺事件が起こり、さらに同年6月1日には佐世保市内の小学校で6年生女子児童が同級生を校舎内で殺害するという衝撃的な事件が起こった。相次ぐ少年事件に子を持つ親や、教師、地域の人たち、さらに県内外に大きな衝撃を与えた。

どうして長崎で少年事件が繰り返されるのか。なぜ、事件が低年齢化しているのか。問われている問題は深刻です。学校教育の現状は一層深刻化し、その要因は様々だが、根底には、競争と管理による教育のゆがみがあるのではないか。受験中心の詰め込み教育、競争教育が高校、中学校から小学校、さらに幼児期に至るまで広がり、子どもの心は大きく傷つけられているといえる。

長崎で幼児誘拐殺害事件が起こった後、長崎県教育委員会は教育長の諮問機関である青少年対策緊急会議が答申に活用するために、緊急に県内の小中学校など約4,000名を対象にアンケートを実施した。このアンケートで最も多かったのは、「勉強のことで悩んでいると思うか」という設問に「小学生43.2%」「中学生66.6%」が「悩んでいる」と答えていることが浮き彫りになった。

また、長崎青年会議所主催による長崎市議会で開催された「子ども議会」では、40人学級から少人数学級に転入した小学6年生の女子児童が、「少人数学級になって学校が楽しくなった。すべての学校で少人数学級を早く実施してほしい」と訴えた。こうした状況の下で、少人数学級の実施は、緊急の課題となっている。

従って、相次ぐ少年事件の再発防止に力をつくすとともに、どの子にもわか

る授業をすすめるために少人数学級を早期に実施し、それに伴う教職員の増員や教室不足解消のために、必要な予算を国においては十分確保していただきたい。

2. 児童生徒の安全をまもるために学校の耐震診断の実施を促進し、国においては必要な予算を十分確保していただきたい。

文部科学省は、去る6月2日、公立学校の耐震改修状況の調査結果を公表した。この中で長崎県内における耐震診断実施率は22.0%で、耐震化率は36.0%で、耐震化への意識の低さが浮き彫りとなった。文部科学省は、今年中に耐震診断の完了を求める通知を出したといわれる。

従って、児童生徒の安全をまもるために学校の耐震診断の実施を促進し、国においては、必要な予算を十分確保すること。

3. 教職員の人事権は現状維持を

昨年10月に提出された中教審の答申では、都道府県にある教職員の人事権を、義務教育の実施主体である市町村に移譲する方向が望ましいと指摘。当面は中核市で人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展をみながら、他の市町村へ移すことを検討するのが適当としている。

しかし、対馬市の公立小中学校で必要な教職員数が約500人なのに対し、同市での勤務を希望する教職員が約300人しかいないのが現状である。従来から島内出身の採用が減りつづけており、必要な人数が集まるのか危惧されている。また、研修などの財政支出も市では対応できないなど問題が多すぎる。

従って、教職員の人事権は現状維持してほしい。

4. へき地における教職員宿舎の整備の補助については、不足数の算定や処分制限期間の特例を認めていただきたい。

五島市には、3つの小離島に6つの小中学校があり、教職員宿舎の整備は不可欠となっている。そのために宿舎は整備されているが、台の常襲地域でもあり、処分制限期間に至っていないが塩害などの影響から老朽化が著しい宿舎が多く、補修のための経費は自治体にとって財政的に大きな負担となっている。また、宿舎の不足数は教職員数と入居者数で算定することになっているが、過疎がすすんでいるへき地では、算定方法が実態に合わなくなっている。

へき地における教職員宿舎の整備の補助については、不足数の算定や処分制限期間の特例を認めていただきたい。

以 上

環境大臣 小池百合子 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. すべてのアスベスト鉱山（旧三和町）元従事者に新法を適用していただきたい。

長崎市内の旧三和町栄上地区では、かつて石綿鉱山が存在し、特に昭和16年から20年の終戦までは「軍需工場」としてアスベストが掘り出され、当時の学生は「勤労報告隊」で動員される等、多くの住民が働いていた。

アスベストの被害が社会問題化している中で、石綿鉱山跡地のアスベスト飛散調査の観測地点を増やすことや、鉱山就労者の肺ガン検診などが実施されている。今日までに肺ガン検診の受診者数は967人、そのうち異常なしは680人、経過観察183人、要精密検査80人、要受診24人となっている。従って、旧三和町のアスベスト鉱山の元従事者について石綿新法を適用すること。

また、アスベスト新法は、救済の対象となる「指定疾病」の範囲が狭すぎるという問題点があります。例えば、アスベストが原因で石綿肺と肺結核の合併症になった被害者は、今のところ給付を受けられません。また、給付水準が低すぎ、特に休業補償が全く認められていない点は極めて不十分です。

さらに、アスベストに暴露した人は、将来深刻な病気になる可能性がとて高いため、早期発見・早期治療のために定期的な健康診断が欠かせません。ところが、新法ではこのような将来の被害者について、何の手当もされていません。そこで以下の要望をします。

中皮腫と肺癌だけしか救済しないアスベスト新法は、見直すこと。

2. 国の補助で建設されたゴミ処理場が「欠陥施設」の疑いがあるので調査、検証していただきたい。

2005年3月、諫早市福田町に大型ゴミ処理場・「県央県南クリーンセンター」が完成し、4月から本格稼働されています。しかし、この1年間の状況をみると、わずか3ヶ月しかたたない今年の7月から約1ヶ月半にわたっ

て、収集したゴミの一部を隣接する長崎市の処理場に委託したり、処分場周辺に悪臭がたちこめたり、約3億円の費用をかけて追加の施設を建設したり、補修をしたりするなど異常な事態が続いています。市民の間からは「欠陥施設ではないか」という指摘の声が上がっています。

この施設は建設費約147億円で、この中には国の補助金約45億円が含まれています。多額の補助金を使って建設された施設が、正常なものになっているのかどうかをぜひ検証していただきたい。

3. 小規模の廃棄物処理施設建設への許可および助成について

長与町は市町村合併により、これまでの一部事務組合で行っていた廃棄物処理ができなくなり、現在長崎市へ委託処理を行っている。しかし、委託処理に膨大な処理費がかかり、町財政を圧迫している（現在処理単価、1トンあたり27,000円）。また、委託期限も3年間で、その後も委託を続けると処理単価の値上げが予想される。

長与町には小規模な処理施設で、リサイクルを中心とし環境に配慮した廃棄物処理が望ましいと考える。

しかし、県の廃棄物処理広域化建設計画では、町単独の処理施設の建設は困難であり、また100トン未満の処理施設には国からの補助も受けられない状況である。

このような状況を緩和し、小規模でリサイクルを中心とした廃棄物処理施設の建設にも国庫補助が受けられるよう要望する。

4. 大村市の産廃処理施設による住民被害の実態を明らかにし、県への指導をおこなうこと。

長崎県は7月7日、大村市の産業廃棄物処理施設「ウイック」が排出する浸透水から、環境基準（1㍓当たり40mg）を越える1㍓当たり140mg～510mgのCODを確認したとして、同社に対し産廃の搬入中止などの改善勧告を出した。

同社は、平成9年に悪臭がひどいことから営業停止になり、保健所から二度と営業することはないと説明を受けた住民が平成10年に家を建て住みつけた。ところが、1年8ヶ月後には営業が再開されたため、産廃施設の埋め立て地のすぐ側で生活することとなり、それ以来、住民は悪臭と健康被害に苦しんでいる。

県は、住民から再三の訴えがあったにもかかわらず、これまで十分な調査や業者に対する指導監督や対策を講じてこなかった。

地方自治法第245条の7の規定によって、県による事務処理が著しく適正を欠いているような場合には、関係大臣において是正の指示等を行うこととし

ている。

これまでの経過を明らかにし、問題の解決を求める。また、健康被害を訴え苦しむ関係住民の健康診断を早急に行うよう指導していただきたい。

5. 漂着ゴミについて

対馬の西沿岸は、韓国をはじめとした漂着ゴミで無惨な状況にある。「観光立島」が泣いている。18年度は県と市で600万円をかけ、ゴミ運搬費などに支出したが、あとはすべてボランティアで対応している。去る5月19日から22日にかけて、「第1回日韓学生つしま会議」が開かれ、韓国から釜山外国語大学、東亜大学から185人、県内8大学から130人、それに市民を加え約400人でゴミ拾いをし、2日間で1立方メートルのゴミ袋230袋を回収した。しかし残念ながらボランティアでは焼け石に水である。

一方、漁協としても、それぞれの前浜に打ち上げられたゴミを磯場で回収し、かなりの量を野焼きという違法がまかり通っている。二次公害が心配である。

そこで提案したいのが、大量ゴミ回収船による海上からの回収である。国の援助がなくては到底解決できない。貴重な漁業資源、観光資源、何より自然環境を守るために力添えをお願いしたい。

五島市の海岸線の大部分は西海国立公園となっているが、年間を通して多量のゴミが漂着している。この数年間、県の補助事業で一ヶ月程度の期間で漂着ゴミの収集も実施しているが、予算措置があるのは、収集作業のための直接経費（人件費、今年度は300万円）のみである。

ゴミ処理のための経費も市の財政には大きな負担となっている。ゴミ処理の経費についても助成すべきです。

6. アスベスト被害について

アスベスト新法は、救済の対象となる「指定疾病」の範囲が狭すぎるという問題点があります。例えば、アスベストが原因で石綿肺と肺結核の合併症になった被害者は、今のところ給付を受けられません。また、給付水準が低すぎ、特に休業補償が全く認められていない点は極めて不十分です。

さらに、アスベストに暴露した人は、将来深刻な病気になる可能性がとても高いので、早期発見・早期治療のために定期的な健康診断が欠かせません。ところが、新法ではこのような将来の被害者について、なんの手当もされていません。そこで以下の要望をします。

- ①中皮腫と肺癌だけしか救済しないアスベスト新法は、見直すこと。
- ②年2回検査の指定病院を拡大していただきたい。

以 上

財務大臣 谷垣禎一 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 地方交付税制度の財源調整機能及び財源保障機能を堅持し、充実していただきたい。

三位一体改革ともなう地方交付税の大幅削減は、自主財源の乏しい自治体では、深刻な財政悪化をもたらし、介護や子育てなど住民サービスの低下につながり、住民生活に重大な影響を及ぼしている。

長崎市は、類似都市と比較して税収基盤が脆弱であり、常に最下位にある。平成16年度決算で市税総額は約460億円で、類似都市平均の約665億円と比較して200億円も少ない。こうしたきびしい財政状況の下で、平成16年度から政府が実施した「三位一体改革」により臨時財政対策債を含む普通地方交付税が前年度比で約42億円も減額されたことは財政悪化に一層拍車をかけるものとなった。

ところが政府は、さらに来年度から「人口と面積を基準に配分」する「新型交付税」導入を計画していることが報じられている。地方交付税は、地方公共団体固有の財源である。地方税に次ぐ重要な財源である地方交付税が、さらに削減されるならば、長崎市の財政は破綻することは必至である。

こうした中で長崎市議会は去る6月定例長崎市議会で「地方交付税制度の財源調整及び財源保障の機能を堅持する」ことを求める意見書を全会一致で採択した。

従って、下記事項を実施すること。

- ①地方交付税制度の財源調整及び財源保障の両機能について堅持すること
- ②地方の実態を踏まえた地方交付税の所要額確保及び法定率の引き上げ等の充実を図ること。
- ③地方との協議をおこなうことなく、一方的な地方交付税の削減などの見直しは断じて行わないこと。

2. 老人被爆者医療費の地方負担を解消していただきたい。

老人保健法実施以来、老人被爆者医療費が地方自治体に負担転嫁され、被爆

都市長崎においては平成16年度決算で、市の負担額約17億円に対し、国の交付金はわずか3億円にすぎず、14億円が市に負担転嫁されている。しかも市の負担額に対する国の交付金の割合は年々減少し、平成8年度の42%から平成16年度は18%と減少し、この10年間だけでも長崎市の負担総額は100億円にのぼり、財政悪化の大きな要因となっている。

従って、被爆者援護は国家補償の立場に立って、老人被爆者医療費の地方負担を速やかに解消するとともに、老人保健法実施以来の老人被爆者医療費の地方負担について全額国が補てんすること。

3. 高利の企業債を低利の企業債に借り換える条件を緩和し、借り換え条件に新たに追加された水道事業の職員削減の条件は撤廃していただきたい。

長崎市の上水道料金は、全国でもトップクラスにあり、市民生活を大きく圧迫している。平成17年度における長崎市水道事業会計および下水道事業会計決算見込みの状況は、水道事業会計の企業債償還金は39億5800万円（水道料金収入に占める割合38.3%）のうち企業債支払利息は15億2400万円、下水道事業会計の企業債償還金は102億3600万円（下水道使用料収入に占める割合は132.3%）でうち支払利息は35億1400万円にのぼっている。しかも最高利率は8%以上である。企業債は、財務省資金運用部と公営企業金融公庫より借り入れたものである。政府資金の高金利が上下水道財政を大きく圧迫し、長崎市の上下水道料金を全国トップクラスに押し上げる大きな要因となっている。

従って、政府資金による高金利企業債の低利への借換え制度を早急に創設するとともに、公営企業金融公庫資金の借換えの条件を緩和し、借り換え条件に新たに追加された水道事業に従事する職員の定数削減は、撤廃すること。

以 上

農林水産大臣 中川昭一 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 諫早湾干拓で造成した農地は、土地改良法で定められたとおり、干拓地への入植・増反を希望する農民に配分すること。

長崎県が計画しているリース方式を前提とした県農業振興公社への一括分譲はしないこと。県農業振興公社が干拓農地を取得するために、県が53億円を支出することは地方自治法、地方財政法および土地改良法に違反するとして、支出の中止を求める住民監査請求がおこなわれている。国は県の違法行為に協力しないこと。

2. 大村湾の浄化、海洋環境の改善と漁業環境を回復するための財政的援助を強めていただきたい。

大村市三漁協（松原、新城、大村東部漁協）の漁獲量は20年前に比べると3分の1と激減している。外海との海水の入れ替えが少ない、閉鎖性海域であることが大村湾の汚染に大きく影響している。近年下水道の普及により水質の改善は一定すすんできたが、下水処理は窒素、リンを除去できない二次処理で放流されることから、汚染の原因を完全に排除することはできない。それだけに、湾内独自の浄化が重要になる。

ぜひ、大村湾の浄化、海洋環境の改善と漁業資源を回復していただきたい。そのため、海底耕うんや、海底土壌の改良剤の投入などをいっそう充実してほしい。

事業の実施にあたっては、自治体の財政が厳しいおり、自治体や地元漁協の負担のいっそうの軽減も配慮していただきたい。貝の養殖を試験的にやろうと考えても、漁師は資金が乏しく、自治体も財政緊縮で難しく、新たな事業開発を断念せざるをえない事情もある。

3. カネミ油症被害者について

健康食品や民間療法に頼らざるを得ないカネミ油症被害者に対して、他の公害被害者と同様に健康管理手当を支給していただきたい。

4. 韓国との友好発展のために

対馬市に05年韓国からの観光客が37,000人来島したといわれる。しかし一部のホテル業者や飲食店、運送業者などを除けば、ほとんどが迷惑をしている。例を上げれば、釣り客の野放図なマキ餌、スーパー等での万引き、食堂でのマナーの悪さ、交通ルールの無視などなど。これでは市民あげて歓迎どころか、市民感情を2分し、対立を生み出している。特に釣り客のマナーが悪く、対馬漁民から実力行使の動きも出つつある。撒き餌の規制を厳しくして欲しい。

国内客の減少（交通費が高いのが一番のネック）の折、韓国からの観光客は将来にわたって有望なお客なのだが、今の状態では友好的な交流は望むべくもない。国レベルでの対応策は望めないものか。

以 上

経済産業大臣 二階俊博 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 松島西泊地区ボタ流出対策について

松島西泊地区（旧大瀬戸町）のボタ流出対策については、旧大瀬戸町においての長年の懸案事項であり、地元からの強い要望である。

平成16年1月26日提出の赤嶺政賢衆議院議員の質問主意書に対する小泉純一郎内閣総理大臣から答弁書を、12月7日に受領した。

その後、平成17年1月19日、経済産業省資源エネルギー庁・原子力安全・保安院等の現地視察が初めて行われた。この際に、当時の町長から「ボタ流出による地域内の環境悪化や漁業に与える影響は計り知れないものがあり、この対策については小さな自治体ではとても対応できるものではない。国および県においてそれぞれ分担を定めて対応をお願いしたい。」と申し入れられた。これに対して、経済産業省資源エネルギー庁企画官から、「町の窮状はよく理解できた。長崎県と協議し、本庁に持ち帰り協議したい。」との回答があった。

この状況を踏まえ、平成17年3月10日に再度、赤嶺政賢衆議員から質問主意書を提出し、3月18日に小泉純一郎内閣総理大臣から答弁書を受領した。その後、平成17年4月27日に、長崎県土木部と西海市との間で、排水対策協議が行われている。

日本共産党長崎県委員会が平成17年7月13・14日の両日に行った政府交渉の際に、経済産業省にレクチャーを受けた。そこでは、17年度で生活排水を流すための調査費をとった。県土木事務所が相談を受けながら西海市が対処する。調査して生活排水が溜まらないようにする対策を県が考えている。その費用は、国と県のどちらが負担するか決まっていないとの説明を受けた。

西海市は、平成18年1月から3月にかけて180万円の予算を組み測量・調査を実施し、県とも協議してきたが、4,000万円から6,000万円の費用が見込まれ、自治体にとっては、大きな負担である。

また、排水対策を講じることが出来たととしても、ボタの流出に対して抜本的な対策を講じなければ、いずれ埋没してしまうことになるので、国としての対策を求める。

平成17年7月13日に、独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構（NEDO）九州支部による現地調査が実施されたボタ流出箇所については、NEDOが、昭和31年から37年まで旧炭鉱の残務処理を行っており、当該土地は昭和33年3月にNEDOがボタも含め買い上げ、昭和41年3月末日まで継承し、その後、敷地を3名の土地所有者に返還したとの説明があった。NEDOが復旧工事をする事は出来ないが、九州産業保安監督部と原子力安全保安院に連絡しているとの報告を西海市が受けている。

いずれも、石炭産業の負の遺産であり、自治体だけで解決できる課題ではない。国としての対策を求める。

以 上

防衛庁長官 額賀福志郎 様

2006年7月19日
日本共産党長崎県委員会
委員長 山下満昭

長崎県民の切実な願いである以下の項目について、国として対策を講じられるよう要望します。

記

1. 自衛隊ヘリの騒音被害をなくしていただきたい。

長崎空港A滑走路のヘリコプターの騒音被害をなくしてほしい。少なくとも、夜9時以降の飛行を中止してほしい。

空港周辺の住民は、ヘリコプターが飛行しているとき、騒音で会話ができない。電話も、テレビも会話が聞きとれない状況を40数年も押し付けられている。

国土交通省航空局が行う騒音実態調査でも毎回、環境基準値（75）をはるかに上まわる地点が明らかにされている。大村市が長崎空港A滑走路の周辺で、平成17年2月9日～4月11日の間、一地点連続7日間連続測定した結果、3地点が不適合であり、ひどいところでは83.6と環境基準値を大幅に超える結果が出ている。

2. 米軍にもPCB汚染除去費用を負担させよ。

PCB汚染除去は一民間企業であるSSK（佐世保重工会社）が全額負担して行われた。同企業は、汚染原因者はSSKだけではなく、米海軍も当事者であると主張している。それは米国資料にも裏付けられているとも主張している。真相解明して事実にもとづいた財政負担を要求せよ。

3. 米軍将校住宅の威圧的な壁面工事は撤回していただきたい。

SSKバイパス沿いに、高さ10メートルの巨大な壁面がほぼ垂直に立ちあがった。下は歩道にもなっているが、「怖くて歩けそうもない」「まるで要塞みたいだ」など市民の批判は強い。もともと一戸あたり1億8000万円もの建造費をかけての米軍将校住宅は中止すべき。すくなくとも、現状のような壁面は修正すべきです。

4. テロ対策などと称し、西九州高規格道路に擁護壁を設ける計画は中止せよ。

佐世保市都市景観検討委員会からも、米軍のプライバシー保護対策や海自総監部へのテロ攻撃対策としての「高速道路への擁護壁」はもうけるべきでないとの声があがっている。市民共通した意見でもある。

5. 崎辺駐機場跡は、日本側へ返還せよ。

米海軍佐世保基地司令官は、「私案」とことわりつつ、崎辺L C A C跡地に「射撃訓練場」などをつくりたいと発言している。横瀬に現状の数倍のL C A C基地を与え、そのうえに崎辺に新たな米軍基地をつくるとなれば、基地の大増強になる。跡地は返還するようアメリカ側に要求すべき。

以 上